

〔事案 26-90〕 損害賠償請求

・平成 27 年 3 月 31 日 裁定不調

＜事案の概要＞

ニーズに合わない契約転換であったことなどを理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

平成 8 年 9 月に養老保険（契約①）から終身保険（契約②）に契約転換したが、自分のニーズに合わない契約内容であったこと、解約返戻金の少ない不利な内容であったことから契約②の無効を求める。それが認められないとしても、契約②に付加された特約の更新時期であった平成 18 年に解約を申し出た際、募集人から 2 年間は継続してほしいと懇願され解約に応じてもらえず、平成 19 年には契約貸付を受けて保険料を支払うよう案内され解約に応じてもらえなかったことから、2 年分の既払込保険料を返還してほしい。

＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 平成 8 年の契約転換は、募集人は申立人へニーズ喚起を行ったうえで提案をしており、募集時の取扱いに問題はなかった。
- (2) 平成 18 年の特約更新時、解約申出をうけた募集人は「2 年間は支払ってほしい」とは述べていない。また、平成 19 年の契約貸付は申立人の意思にもとづくものである。

＜裁定の概要＞

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から受諾しないとの回答があったため、同規程第 38 条 2 項にもとづき、裁定不調として裁定手続を終了した。

1. 契約②の無効請求について

事情聴取において、申立人は、募集人に具体的なニーズを伝えておらず保険については募集人に任せていた旨を述べており、契約 2 の内容は申立人の状況を踏まえても合理性を欠くとは認められず、また、解約返戻金が少ないことが当然に不利な保険ということにはならないので、ニーズに合っていないとの申立人の主張は認められず、契約の無効を認めることはできない。

2. 保険料の返還請求について

(1) 募集人が平成 23 年頃に申立人にあてた手紙に、2 年間保険を継続することを依頼したことが窺える記述があること、申立人には契約貸付を受けるまで保険料を支払う格別の理由は認められないこと、更新 2 年後には解約していることから、申立人は、募集人より 2 年間の継続を懇願され 2 年分の保険料を支払ったものと認められる。

(2) しかし、申立人の解約を困難にするような募集人の言動があったとは認められず、申立人の解約が不当に制限されたとは認められないため、申立人の主張は認められない。

3. 和解について

当審査会の判断は、以上のとおりであり、長年の付き合いがあった募集人の勧めに従って行

った保険の継続自体は、申立人の判断であったといえるが、募集人は契約を2年間継続することによる自らの利益を優先させて保険料（年額50万円超）の負担を申立人に求めたことが推測され、募集人の対応には疑問があることから、当審査会は、本件は和解により解決を図ることが相当と判断する。